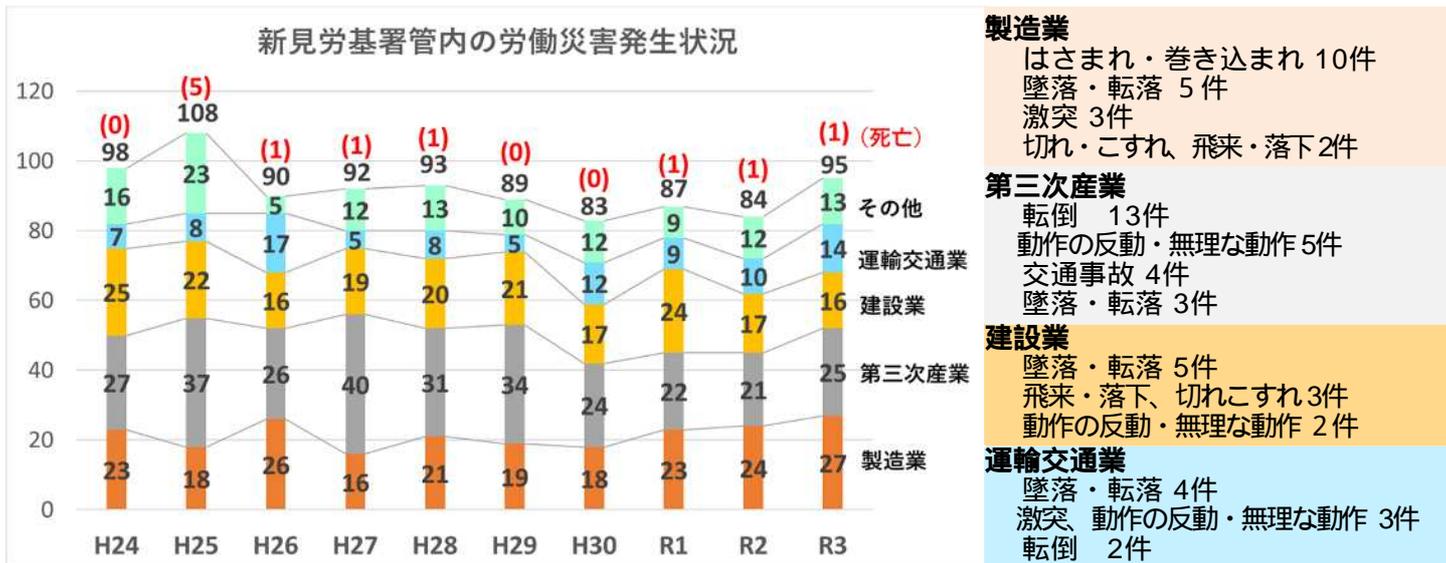


# 労働災害が増加しています 安全管理の再確認をお願いします

令和3年の休業4日以上労働災害は95件（前年比+11）となり、平成28年以来となる90件超え、大幅な増加となりました。

死亡災害は令和4年は既に1件発生しており、4年連続の発生となっています。



## 安全衛生管理体制を整え、自主的活動を強化しましょう！

### 安全衛生管理の強化

経営トップが安全衛生の方針を表明しましょう

項目：安全衛生の考え方、労働災害防止の決意、安全衛生活動の推進など

安全衛生の担当者（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、（安全）衛生推進者、産業医、作業主任者など）を選任しましょう

安全衛生の担当者の職務内容を明らかにして、十分な社内の権限を与えましょう

一定期間の安全衛生の目標を掲げ、計画を立てましょう

例）令和4年の目標「非定常作業を100件以上洗い出し、作業手順書を作成する」

令和4年1月の計画「事業場の安全パトロールを行い、危険な箇所を洗い出す」

働く人全員で安全衛生活動に取り組みましょう

### 安全衛生教育の拡充

安全衛生教育（雇入れ時等の教育・職長等の教育、能力向上教育など）を計画的・継続的に実施しましょう

## 転倒災害、墜落・転落災害を防止しましょう！

新見署管内で令和3年に発生した休業4日以上労働災害の内、転倒災害、墜落・転落災害だけで約4割を占めています。転倒災害はその6割が30日以上休業見込みとなっています。

墜落・転落災害ははしご・脚立、運転台・荷台等、2m未満からのものが7割を占めており、その6割が30日以上休業見込みとなっています。

転落、墜落・転落災害はどの業種、どの事業場でも発生する可能性があります。

転倒予防・腰痛予防  
の取組（厚生労働省HP）



「はしごや脚立からの墜落・  
転落災害をなくしましょう！」  
PDF：2.42MB（厚生労働省HP）



高齢労働者の安全  
衛生対策について  
（厚生労働省HP）



腰痛予防対策  
（厚生労働省HP）



「外国人労働者の安全衛生対策  
について」（厚生労働省HP）



指差呼称のやり方  
（厚生労働省「職場の  
あんぜんサイト」）



# 今こそ、働き方改革に取り組みましょう

働き方改革とは、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その能力と意欲を發揮できる魅力ある職場づくりを目指すものです。

魅力ある職場づくりに取り組み、従業員の意欲が向上し、労働生産性のアップや優秀な人材の確保職場への定着につながります。

## 働き方改革に向けた各種支援の活用

### 岡山労働局雇用環境・均等室

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

TEL 086-225-2017



働き方改革に関する助成金も取り扱っています。

中小企業だからこそ、取り組み易く、効果も大きくなります。

コロナ禍だからこそ



### 岡山働き方改革推進支援センター

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和などの労務管理に関する課題について、労務管理等の専門家による個別相談、事業主向けセミナーの実施などの支援を行います。

〒700-0985

岡山市北区厚生町3丁目1番15号 岡山商工会議所801号室

【受託会社：株式会社タスクールPlus】

フリーダイヤル：0120-947-188



### ◆岡山県よろず支援拠点

平成26年6月より、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

岡山県よろず支援拠点では、起業・創業から、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、販路拡大、事業計画、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

公益財団法人 岡山県産業振興財団

〒701-1221

岡山県岡山市北区芳賀5301

TEL 086-206-2180



改正法令、各種支援、助成金制度等  
詳細についてはこちらをご覧ください



「働き方改革」の実現に向けて  
(厚生労働省HP)



働き方改革について  
(岡山労働局HP)



## 月60時間を超える残業は、割増賃金率が上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50%  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

就業規則、給与計算システムなどの見直しは進んでいますか？

中小企業に対して適用が猶予されていた60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、2023年(令和5年)4月1日から50%以上とする規定が適用されます。

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策について

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますのでご活用ください。

食堂、休憩所、洗面所、寮における感染防止は大丈夫ですか。

職場における感染事案が発生した場合には労働基準監督署にもご一報ください。

